

事業主・事務組合のみなさまへ

2007年(平成19年)4月1日*から
石綿(アスベスト)健康被害救済のための
「一般拠出金」の申告・納付が始まります

※平成19年度労働保険の年度更新等から

「一般拠出金」とは
「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、
石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てる
ため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

1 対象 労災保険適用事業場の全事業主が対象です

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。

注意：特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。

2 納付方法 労働保険料と併せて申告・納付します

(納付時期)

- | | | |
|--------------|---|-------------------------------|
| ① 労働保険の年度更新時 | } | 労働保険の確定保険料の申告に併せて
申告・納付します |
| ② 事業終了(廃止)時 | | |

注意：一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。
延納(分割納付)はできません。

3 料率 一般拠出金率は1000分の0.05です

業種を問わず、料率は一律1000分の0.05です。メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

4 有期事業 平成19年4月1日以降に開始した事業(工事)の分を申告・納付します

- ① 単独有期事業・・・事業(工事)終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。
- ② 一括有期事業・・・平成19年度の年度更新(確定保険料)は平成19年3月31日までに終了した事業(工事)が対象となるため、一般拠出金の申告・納付の必要はありません。
(平成20年度の年度更新より申告・納付します。)

(例) 労働保険の年度更新申告書等に「一般拠出金」欄を新設します

⑦ 区分	算定期間 平成18年4月1日 から 平成19年3月31日 まで			
	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)	
確定 保険料 算定内 訳	労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項11)	(イ) 1000分の (イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項12)	
	労災保険分	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項13)	(ロ) 1000分の (ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項14)	
雇用 保険 分	雇用保険法 適用者分	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項15)	—	
	高 年 齢 労働者分	(ニ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項16)		(ニ) 1000分の (ニ) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項17)
	保険料算定 対象者分	(ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項18)		(ホ) 1000分の (ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項19)
一 般 拠 出 金	(ケ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 (項20)	(ケ) 1000分の (ケ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項21)	(ケ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (項36)	

一般拠出金の算定方法

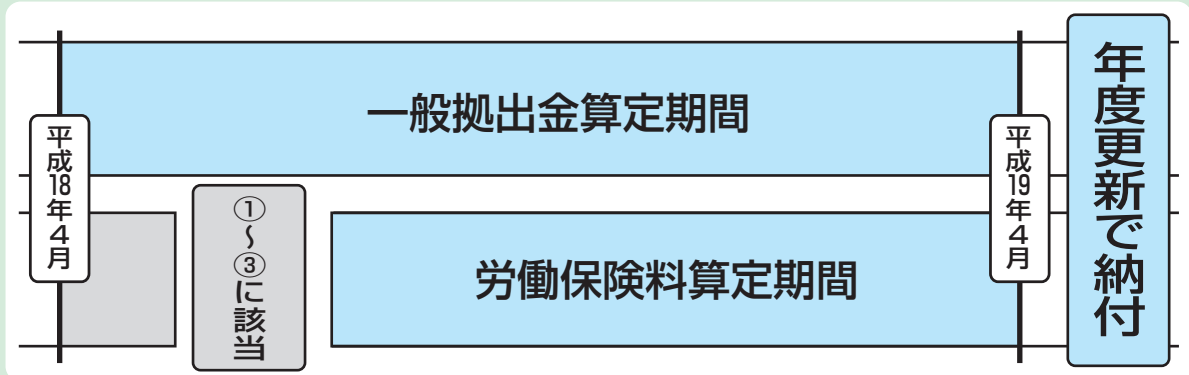
一般拠出金額 = 事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率 (一律0.05/1000)

(算定例) 賃金総額1千万円の場合 → 1千万円×0.05/1000=500円

(平成19年度の注意)

2006年(平成18年)度中に、以下に該当する事業主の方は、労働保険料と一般拠出金の算定期間が異なります。

- ① 他の都道府県へ事業場を移転した
 - ② 新たに労働保険事務組合へ事務を委託した
又は、委託を解除し新たに労災保険に加入した
 - ③ 新たに継続被一括の対象事業場に加わった
- } **一般拠出金の算定期間は「1年間」となります**



※詳しくは年度更新申告書に同封してお送りするパンフレットをご覧ください。

ご不明な点等ございましたら、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問合せください。